

# 第1回東京都地域福祉支援計画策定委員会会議録

## I 会議概要

1 開催日時 平成29年6月26日(月)午後5時00分から

2 開催場所 第二本庁舎31階 特別会議室24

3 出席者 【委員】

高橋委員長、小林副委員長、新保委員、堀田委員、室田委員、関口委員、三輪委員、山根委員、相田委員、浦田委員、川井委員、横山委員  
(以上12名)

【都側出席者】

梶原福祉保健局長、坂本生活福祉部長、齋藤総務部企画政策課長、武仲総務部区市町村連絡調整担当課長、永山総務部福祉人材施策推進担当課長、渋谷指導監査部指導調整課長、遠藤医療政策部医療政策課長、新内生活福祉部計画課長、田中生活福祉部生活支援課長、森田生活福祉部地域福祉推進課長、山口高齢社会対策部計画課長、西尾少子社会対策部計画課長、渡辺障害者施策推進部計画課長、田中政策企画局調整部政策担当課長、吉田青少年・治安対策本部企画調整担当課長、猪俣生活文化局地域活動推進課長、濱本都市整備局企画担当課長、岡部教育庁教育政策課長

## 4 会議次第

1 開会

2 委員紹介

3 委員長の選任

4 都における地域福祉施策の現状等について

5 委員発表

社会福祉協議会における地域福祉の取組について

①浦田愛委員(文京区社会福祉協議会)

②横山美江委員（武蔵野市民社会福祉協議会）

6 委員発言・意見交換

7 検討の進め方について

8 閉会

○永山福祉人材施策推進担当課長 まだ、お越しになっていない方いらっしゃいますけども、5分ほどおくれるというご連絡がございますので、もう時間となりましたので、これから、第1回の東京都地域福祉支援計画策定委員会を開会したいと思います。

本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにどうもありがとうございます。私は事務局の福祉保健局総務部福祉人材施策推進担当課長の永山と申します。

今回は、第1回目目の委員会となりますので、委員長が選任されるまでの間は、私が議事進行を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。それでは、これ以降は、着座にて失礼いたします。

それでは、初めにお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、分厚い資料でございますけども、まず一番上に会議次第がございます。続きまして、資料1、こちらは本委員会の設置要綱でございます。両面でございます。それから、資料2につきましては表が委員名簿、裏面が幹事の名簿となっております。続きまして、A4横の資料でございますけども、資料3は地域福祉の推進にかかわる基礎資料でございます。続きまして、資料4につきましては、都内の区市町村の地域福祉計画の策定状況等についてでございます。こちらはA4縦でございます。続きまして、資料5、こちらもA4横になりますが、地域福祉の推進に係る都事業一覧でございます。続きまして、資料6、福祉に関する主な相談窓口の一覧でございます。資料7、こちらはA4縦になりますが、区市町村ヒアリングの実施について（案）でございます。続きまして、資料8、こちらは文京区社協の浦田委員のご発表資料でございます。28年度のもの、それから27年度のもの、こちら冊子でございますけども、お手元に置いてございます。それから、資料9、こちらは武蔵野市民社協の横山委員のご発表資料でございます。そして、この中の最後の資料でございますけども、資料10、A4横でございますけども、検討の進め方についての案でございます。

このほか、委員の皆様方の机上には、3冊の冊子を置かさせていただいております、

まず、「地域包括ケアを支える人材の在り方と役割」と題しました、本年2月に行われました東京都社会福祉審議会からの意見具申の冊子でございます。次に都民向けに福祉保健局の施策をまとめました「2017 東京の福祉保健」、最後に今年度、福祉保健局が重点的に取り組む事業をまとめました「東京の福祉保健2017 分野別取組」でございます。

以上、資料の不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そのほかに委員の委嘱状も机上に置かさせていただいておりますので、あわせてご確認をいただければと思います。

それでは、次に会議の公開についてご説明いたします。

当委員会は、資料1の委員会設置要綱第9条の規定によりまして、公開となっております。本日は傍聴の方もいらっしゃいますので、お知らせいたします。

なお、議事録につきましては、東京都のホームページで公開させていただきますが、都の情報公開の基準でございますが、委員会の議事録につきましては、「会議開催後、速やかに公開すること」とされております。

確認の期限を区切らせていただきまして、それまでにいただいた修正意見を議事録に反映して、ホームページで公開という形をとらせていただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。お手元に配布いたしました、資料2の委員名簿の順にご紹介をいたします。それでは、まず、一番最初でございますが、東京都立大学名誉教授の小林良二委員でございます。

○小林副委員長 よろしく申し上げます。

○永山福祉人材施策推進担当課長 続きまして、明治学院大学教授の新保美香様でございます。

○新保委員 新保でございます。よろしく申し上げます。

○永山福祉人材施策推進担当課長 一般財団法人高齢者住宅財団特別顧問の高橋紘士委員でございます。

○高橋委員長 はい。

○永山福祉人材施策推進担当課長 慶應義塾大学大学院教授の堀田聰子委員でございます。

○堀田委員 どうぞよろしく申し上げます。

○永山福祉人材施策推進担当課長 首都大学東京准教授の室田信一委員でございます。

○室田委員 よろしく申し上げます。

○永山福祉人材施策推進担当課長 清瀬市健康福祉部地域包括ケア推進課長の関口美智子委員でございます。

○関口委員 関口でございます。よろしくお願いいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 日の出町子育て福祉課長の三輪秀寿委員でございます。

○三輪委員 三輪です。よろしくお願いいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 練馬区福祉部管理課長の山根由美子委員でございます。

○山根委員 山根でございます。よろしくお願いいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 東京都民生児童委員連合会副会長の相田義正委員でございます。

○相田委員 相田でございます。よろしくお願いいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 文京区社会福祉協議会地域福祉推進係主任の浦田愛委員でございます。

○浦田委員 浦田です。よろしくお願いいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 東京都社会福祉協議会地域福祉部長の川井誉久委員でございます。

○川井委員 川井です。よろしくお願いいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 武蔵野市民社会福祉協議会主任の横山美江委員でございます。

○横山委員 横山です。よろしくお願いいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 また、本委員会におきましては、委員会設置要綱第8条の規定によりまして、都職員のうちから検討補助を行う幹事を指名しております。

資料2裏面の幹事名簿をもちまして、紹介にかえさせていただきますので、あらかじめご了解いただきたいと思います。

本日は福祉保健局長の梶原も出席しております。議事に入ります前に、ご挨拶をさせていただきます。

○梶原福祉保健局長 福祉保健局長の梶原でございます。東京都地域福祉支援計画策定委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、委員をお引き受けいただきまして、心から御礼を申し上げます。現在、少子高齢化の急激な進行、また家族形態の変化に伴い、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しております。今後さらに多様な主体と

行政との連携、あるいは分野を超えた支援が従来に増して求められてくるというふうを考えております。また、社会福祉法の改正によりまして、平成30年4月から福祉分野の共通事項を記載する都道府県地域福祉支援計画の策定が努力義務とされたところでございます。

都におきましては、昨年12月に策定をいたしました2020年に向けた実行プランや今年度一斉に改定を予定しております、子供子育て・障害者・高齢者など各分野の法定計画等に基づきまして、さまざまな施策を展開しておりますが、この法の改正も踏まえまして、福祉分野を横断する新たな計画として、今年度、東京都地域福祉支援計画を新たに策定することといたしました。計画の内容を検討するために設置いたしました本委員会には、地域福祉や社会福祉に関して、見識をお持ちの皆様や地域において、さまざまな支援活動の実践に携わっておられる皆様、施策を推進する立場の区市町村の皆様にご参画をいただいております。

東京の地域特性、これは区部、市部、町村部、島しょと非常に多様でございまして、それぞれの地域にあった地域福祉の形をつくり上げていく必要がございます。また今後、地域福祉計画の改定を予定している区市町村も多いと聞いております。これから1年近くにわたりまして、中長期的な視点から東京における領域や世代を超えた支え合いの実現に向け、支援の方向性などについて、ご議論いただきますとともに、ご指導賜りますようお願いを申し上げまして、最初のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 次に委員長の選任でございます。

委員会設置要綱第5条により本委員会には、委員の互選により委員長を置くことになってございます。

事務局といたしましては、本年3月まで、長年、東京都社会福祉審議会の委員長をお務めいただき、現在、東京都障害者施策推進協議会の会長でもございます、高橋紘士委員にお願いしたいと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○永山福祉人材施策推進担当課長 ありがとうございます。それでは、早速でございませうけれども、高橋委員長のほうからご挨拶をお願いいたします。

○高橋委員長 高橋でございます。僭越でございますけれども、委員長をお引き受けいたしますが、地域福祉計画のことを考えますと、東京都は三浦文夫先生がご存命のとき、大

分前に地域福祉計画、1989年だったかというふうに思います。実は私、最後のまとめをちょうど在外研究をしているときに、ドイツから書く約束をしたので、年度は覚えているんですが、そのとき、第1期の地域福祉計画という、そういうチャレンジをいたしました。これ、いろんなところが、まだ未成熟で、やがて地域福祉推進計画、これは国に先駆けてのプランだったわけですが、それぞれの個別の計画の時代の中で、ちょっとさたやみになったというとおかしいですが、その思想はずっと脈々と残って、継続しているかと思っています。

それで、国が社会福祉法の改正の中で地域福祉計画というのをやりました。ただ、この時点では、まだ、これもこれから、委員の皆様といろいろ議論していただきたいと思いますが、何というのでしょうかね、これ多分、区市町村の地域福祉計画の扱いもそうだと思うんですが、一つは総合計画型地域福祉計画とでも呼んだらいいのかな、いろいろな部門別計画をぶら下げて、その上に地域福祉計画。場合によっては、地域保健福祉計画という、そういう言い方をして保健も取り込むような総合型とでもいう、そういう地域福祉計画の理解がございませう。

それから、先ほど共通部門というふうに、国の社会福祉がございませう。とりわけ、今回、社会福祉法が地域包括ケアの概念を取り込んだ理念規定になりまして、地域の生活課題という言い方になりますと、ちょっと局面が変わっているかと思っています。それから、地域の助け合いとか、いわゆる、もうわかりやすく言えば、別にそれに矮小化するつもりは全然ございませうが、社会福祉協議会の活動を念頭に置きながら、地域福祉計画を考えると、そういう地域、これは何と言ったらいいのでしょうか、狭い意味での地域福祉計画というふうに、とりあえず仮に、いろいろ差しさわりもありますので、仮置きをさせていただきます。

ところが、今日は非常に重要なのは、障害は地域移行がキーワードです。それから、高齢、介護保険は、まさに地域の地域支援事業等を含めて、それから、要支援の総合事業も含めまして、制度が地域の大分昔の言葉で言ったらインフォーマルサポートというか、コミュニティケアというのは、そもそもインフォーマルサポートを視野に置いた支援ということですから、そういうものが、それぞれの制度的な制約の中で問題にするようになりませう。そうすると、もう一度、地域福祉というふうないう考え方と、それからきょうも課長さんがお見えでございませう。地域包括ケア担当課長というのが、随分いろんなところで、できました。すると、地域包括ケアの議論、コミュニティケアの議論とそれから地域福祉

という議論をどうかかわり合わせるかを、支援計画として考えると、また非常に東京都として、広域的な計画をどうつくるのかということになりますと、これまた幾つかの方法論的なイノベーションがあるなというふうに思ったりします。ある種の何というんですか、ガイドライン的なものを、役割を果たす。それか、あるいはベンチマークというか、自分たちの基礎自治体、区市町村の仕事を位置づけるような、どこに課題があるのかを見つけ出すラーニングプロセスというか、その政策を立案する上での学習過程みたいなものを組み込むとか、いろんな仕掛けをどうも考えなければいけない。単に自治体のサービス量を集計するという、地域福祉のサービス量は障害とか、高齢のようにはいかないわけですから、そうなるそれは相当いろんな委員の皆様の議論を踏まえて、コンセンサスをつくりながら、いろんな試行錯誤をというか、そういうものを多分、この作業の中でしなければいけないということになりますと、まさに地域福祉計画ということで、きょう、たくさんのそれぞれの部署がお越しでございます。

ちょっと私の仕事にかかわらせて言わせていただければ、実は今回、住宅セーフティネット制度の大改正がありました。これは、明らかに地域福祉計画と非常にかかわります。というのは、地域包括ケアの中で、住まいと住まい方というのを明示的に取り上げて構成要素にしている。それから、今、検討作業が進んでおります、生活困窮者支援法の中で、ペーパーを見ると居住支援というのが非常に大きな部分で出てきます。むしろ、言い直して言えば、生活の場として、地域は住まいなくしては、地域生活は成り立ちませんとなりますと、従来の縦割りの発想だけでは、どうもいなくて、そこら辺をどう考えたらいいかとか、これ医療もそうです。在宅医療が中心になるわけです。とりわけ、東京の場合は、やたらに急性期病院はありますが、いろんな意味で、在宅医療をどういう形で考えたらいいかということで、これはまさに医療・住まい、そういうものも視野に取り込んだ地域福祉計画になる。福祉というのは、ここでは、かなり大きな概念になろうかと思うんですが、そういうことも含めて、いろんな整理をしながら、提案をするというのも相当大きな仕事になるかと思しますので、事務局の皆様と一緒に考える、これは、新しい試みというのは、そういう意味で言えば、前例を踏襲しなくてもいいという、そういうこともある、それだけに責任が重いかないというふうに思いながら、皆様のご協力をいただきながら、やや駄弁を弄してしまいましたけれども、これからの東京都の福祉の推進に役に立つような道具、ツールだと思いますね、計画は。そういうものをぜひ力を結集しながら、つくれたらいいなというふうに思っております。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○永山福祉人材施策推進担当課長 ありがとうございます。それでは、以降の議事進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○高橋委員長 それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、最初に副委員長の選任をさせていただきます。委員会設置要綱第6条により、副委員長は、委員長が指名することになっております。

東京の地域福祉、広い意味での地域福祉でございますがお詳しく、また東京都の社会福祉審議会の副委員長をお願いし、ある意味で長い間のおつき合いでもあるのですが、小林良二委員にぜひお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

(異議なし)

○高橋委員長 それでは、小林委員に副委員長をお願いしたいと思います。一言よろしくお願ひをいたします。

○小林副委員長 お役に立てれば、幸いです。どうぞよろしくお願ひします。

○高橋委員長 ありがとうございます。それでは、次の議事に移らせていただきます。

東京都における地域福祉政策の現状についてということで、会議次第の4、都における地域福祉施策の現状について、事務局からご説明をお願いをいたします。これは、森田さん。

○森田地域福祉推進課長 はい。生活福祉部地域福祉推進課長の森田でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

私のほうからは、資料の3から7まで説明させていただきます。ちょっとボリュームありますので、駆け足の説明になってしまうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

まず、資料の3でございます。横判の資料で1枚お開きいただきまして、3ページ、ごらんいただければと思います。地域福祉支援計画の概要、こちら、地域福祉支援計画について、説明している紙ですので、ここは丁寧に説明させていただきます。

まず左側、都道府県では地域福祉支援計画ということで根拠法令は、社会福祉法の第108条でございます。先ほどの局長の挨拶からもありましたけれども、平成30年4月1日改正によりまして、策定が努力義務というふうにされてございます。内容につきましては、こちらに書かれているとおりでございますけれども、まずは、市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的な方針。それから、あと人材の関係ということで、社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保または資質の向上に関する事項。それから福祉サービ

スの適切な利用の推進。

それから、あと基盤整備に関する事項、さらに、今回、黒丸が新しく追加されたところでございますけれども、高齢・障害・児童・その他の福祉に関しまして、共通して取り組むべき事項ということで、囲みでございますけれども、各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけされているところでございます。それから、市町村による包括的な支援体制の整備に係る事業というところでございます。ちなみに策定状況が下のほうにございますけれども、昨年の4月時点でございますけれども、42道府県で策定済みということで、未策定の5都県のうち、策定方針がなかったのが2都県ということで、東京都もいよいよつくるとというのが、今回の委員会でございます。

右側のほうが、地域福祉計画、区市町村レベルでつくるものでございます。根拠等は同様でございます。内容については、若干、書きぶり違うところございますが、こちらは、後ほど確認していただければと思います。策定の状況が下のほうにございます。都内では、この4月時点でございますけれども、52区市町村で策定が済んでいるというところがございます。

お開きいただきまして、4ページでございますけれども、こちらの国の資料でございますけれども、今般の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイントというものでございます。こちらの1番の中の3のところ、囲んでいるところでございますけれども、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等というところで、この中で、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくり、それから福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化というのが、うたわれてございます。それから、高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくするための新たな共生型サービスの位置づけるというところで、こちらをもう少し具体的に説明したペーパーが次の5ページでございます。

地域共生社会の実現に向けた取組の推進ということで、「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備でございます。1番が、その理念を規定しているというところと、2番でこの理念を実現するために市町村が以下の包括的な支援体制づくりに務める旨を規定ということになっておりまして、3点ございます。地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、それから分野を超えて、地域生活課題に総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制ということで、例えばというところで、地区社協等と、地域包括支援センターなどですね。そういういったところが列挙されているところ

でございます。それから、主に市町村圏域において、生活困窮者、自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制と。これらを踏まえまして、地域福祉計画の充実ということで、市町村が地域福祉計画を策定するよう努めると、努力義務化するということでございます。都道府県についても同様というのが、こちらの説明資料でございます。

6ページからは、社会福祉法の今般の改正されたところの関連条文ですね、下線部が今回追加されたところでございます。こちらは、ちょっと資料集的に見ていただければと思いますので、飛ばさせていただきますけれども、ちなみに今回の地域福祉計画という意味では、10ページが市町村ですね。11ページが都道府県の支援計画というのが、こちらのほうが根拠法令になってございます。

それから、13ページでございますけれども、福祉分野の主な法定計画をこちらのほうで列挙させていただいております。まず、高齢者の保健福祉計画でございますけれども、27年度から29年度ということで、今年度、来年度からの計画を改定する年度に当たります。同様に障害者計画・障害福祉計画も同様でございます。それから、あと子供・子育て支援総合計画につきましては、5カ年計画でございますけれども、今年度、中間の見直しをするというところでございます。それから、二つ飛ばしますが、高齢者の居住安定確保プラン、こちらも今年度、中間の改定に当たるというところでございます。あとは、医療の関係でいきますと、一番下の保健医療計画、これも29年度までの計画でございますので、改定の年に当たるというところでございます。この各分野の、各計画につきましては、それぞれ、次の14ページ以降に資料はついてございます。こちらも細かくなりますので、持ち帰っていただいて、ごらんいただければと思います。

資料、飛んでいただきまして、22ページでございます。こちらからは、人口等の基礎資料をつけてございます。22ページにつきましては、一番上が全国の人口の推移、もう全国は既に人口減少に入っております。その次の1,398万というところで、囲みがございすけれども、ここが東京都の推計でございまして、2025年がピークになりますけれども、そこから人口減少に入っていくというものでございます。

23ページが年齢階級別の人口の推移でございますけれども、これ、下のほうが、一番下が老年の75歳以上、その次が老年の65から74歳、真ん中が生産年齢で、一番上が年少人口となっております。ごらんいただくと高齢者の人口はどんどんふえていくと逆に生産年齢については、どんどん減っていくというような状況がごらんいただけるかと思

います。

24ページが人口ピラミッド等でございます。高齢化率もどんどん伸びていくというものでございまして、25ページには、出生数の推移、こちらはどんどん減っていくというところでございます。

それから、あと26ページは、人口の増減でございますけれども、社会増減ですね、都内への転入者、都内の転入と、都外への転出を比べるときの社会増については、どんどん減っていくにしても、ずっと社会増の状況にあると。ただ、自然増減で見ますと、自然減はどんどん進んでいくというような状況が見てとれます。

それから27ページからは、世帯の推計でございます。世帯数についてはふえていくという状況が見てとれるのと、あと28ページでございますけれども、年齢階級別の単身世帯の推移ということで、高齢の単身世帯がふえているというような状況が見てとれるところでございます。

それから29ページからは、福祉人材をめぐる状況でございます。こちらは、有効求人倍率が29、30と介護保育と出てございます。それから、人材の推計でございますけれども、31、32で同じく介護保育について、出ているところでございます。

それから、あと採用率、離職率と、あと34、35ページには、賃金の状況、34ページが介護とほかの産業の比較でございます。

それから、35が保育でございます。これも後ほど、ごらんいただければと思います。36ページからは基礎データといたしまして、36ページには区市町村社協の活動状況ですとか、民生児童委員、それから権利擁護関係の制度の活用状況を書かせていただいております。37ページは生活保護の関係、それから自立支援法に基づく、事業の実施状況でございます。

それから、38ページは障害の関係の相談員の活動状況ですとか、虐待の状況。それから39ページは、高齢者の関係の総合事業ですとか、老人クラブなどの実績が書いてございます。

最後に40ページには、町会・自治会とNPOの活動状況を書かせていただいております。

すみません。では引き続きまして、資料の4でございます。こちらは都内の区市町村の地域福祉計画の策定状況等についてということで、この6月に区市町村に対して、調査をした結果でございます。

1枚めくっていただきまして、1番の策定状況でございます。先ほどもご説明いたしましたけれども、策定済みのところは52区市町村でございます。未策定が10ございますけれども、今後の計画策定の方針がありというふうにしたところが2ございます。それから、一番右側のほうに現行計画の改定・次期計画の策定予定というところで書いておりますけれども、現行計画の改定の予定があるというところが14。それから次期計画を策定があるというところが35ございます。

それから、次のページの2番でございますけれども、記載内容、計画の形態でございます。単独形態にしているところ、またはほかの計画と合わせているところと、ほぼ半々ぐらいでございます。計画の記載内容については、こちらはごらんいただければと思います。3番は検討体制、こちらもごらんいただければと思います。

次のページで、進行管理というところで、評価指標の設けているところ、およそ半分ぐらいです。それから、あと計画推進のための委員会を設けているところ。こちらは設けているところのほうが多いというところでございます。それから、東京都の支援計画に期待することということで、例えば1番のところでは、きめ細かな情報提供をお願いしたいと。それと、あと2番のところでは、東京都が実施している事業の位置づけを明確化していただきたい。それと、あと多かったのが4番、5番、7番にございますけれども、先進的な事例を紹介してほしいというような声が上がってございます。あと、6番以降のところでは、次のページ以降のところでは、好事例ということで、これは区市町村のほうで、特に把握しているものがあればということで書いていただいておりますけれども、これは細かいので、また見ていただければと思います。

資料の5番が地域福祉の推進に係る都事業の一覧でございます。こちら基本は細かい資料でございますので、後ほど、ごらんいただければと思います。こういった資料が掲載されているのかだけ簡単に説明させていただきます。

3ページからは、福祉人材の確保でございます。確保としては、3ページから4ページにかけてまして、例えば学校向けのイベントですとか、普及啓発、また高齢者を巻き込んだようなイベント、あとは区市町村などに対しての支援ですとか、そういったものが書いてございます。

5ページが福祉人材ですけども、育成・定着というところの事業でございます。それから、あと6ページには、権利擁護といたしまして、日常生活の自立支援事業ですとか、成年後見ですとか、そういった事業を並べてございます。

7ページには質の向上ということで、指導監査ですとか、福祉サービスの第三者評価で  
ございます。それから8ページでございますけれども、先ほど、高橋委員長のほうからも  
お話ありましたけれども、住まいというところで、居住支援協議会ですとか、あと、区市  
町村への取り組みの支援の内容を書いてございます。それから、9ページでは、低所得者、  
生活困窮者などへの支援ということで、自立支援法に基づく事業について、列挙してござ  
います。10ページからが地域力の強化というところで、10ページは民生委員・児童委  
員ですとか、社協に対しての補助、あるいはその11ページは高齢の分野として、例えば  
地域包括支援センターですとかが書いてございます。

それから、あと12ページにいきまして、元気高齢者、認知症、それから、あと生活困  
窮世帯、子供に対してのということで、子供の居場所づくりですとか、貧困対策も書いて  
ございます。

それから福祉保健分野ではないですけども、13ページから防犯の事業ですとか、それ  
から、あと子供の安全対策、さらに、14ページのほうには、町会ですとか、あとボラン  
ティアですね。そういったものへの事業を書かせていただいております。

それから引き続き、資料の6でございます。こちらは福祉に関する主な相談窓口をまと  
めてございます。こちらもちょうと概略で恐縮でございますけれども、3ページがこちらは  
分野を特に問わず横断的な、一般的な、あと、あるいは就労支援などの窓口の一覧でござ  
います。4ページにつきましては、子供・女性に関する窓口でございます。5ページが青  
少年です。それから6ページが高齢者の窓口でございまして、7ページからは障害者に対  
してということで、障害者は非常にボリュームが多いですけども、10ページにかけて、  
障害者関係の窓口が列挙してございます。最後に11ページに保健関係の窓口でございま  
す。

最後、資料の7でございますけれども、今後の予定にも関係してくるんでございますけ  
れども、区市町村ヒアリングを実施しますということでございます。目的といたしまして  
は、先ほど、好事例を紹介してほしいという区市町村の声もございました。区市町村にお  
ける好事例、それから、あと地域ごとの課題について、聞き取りで把握していきたいと考  
えてございます。

調査の対象といたしましては、合計で20区市町村程度を想定してございます。スケジ  
ュール的には、7月の中旬に実施通知をいたしまして、7月の下旬から9月の中旬まで、  
ヒアリングを実施いたします。9月ごろに予定しております、第3回の策定委員会で結果

については報告したいと考えてございます。

ヒアリングの項目といたしましては、計画の策定状況ですとか、社会福祉協議会の活動状況、また、あと好事例として、包括的な支援体制ですとか、地域住民による主体的な課題解決体制、行政型サービスなどですね。それから、都の支援策としてどういうものを求めているのかというようなことについて、聞き取りをしたいというふうに考えてございます。すみません。駆け足で、説明で恐縮でございますけども、私のほうからは以上でございます。

○高橋委員長 多岐にわたる資料をもとにかいつまんだご説明だったかと思いますが、ご説明をいただきまして、ありがとうございます。

なお、見ていただきながら、ご質問・ご意見、とりわけご質問あるいはご意見等があれば、また、こんな資料もいるのではないかというようなこともあれば、どうぞ、ご自由にご指摘いただけたらと思います。

これは、これからの基礎資料的な役割もございまして、適宜振り返りながら、確認しながらという、そういうことでもあろうかと思っておりますので、もし、引き続きご意見や質問ございませんでしても、これから、お気がつきのことがあれば、遠慮なく事務局のほうへお問い合わせをいただくという、きょうはヒアリングを用意してございますので、少しそちらにも時間を割きたいなと思っておりますので、よろしゅうございませうか。

(異議なし)

○高橋委員長 それでは、そういうふうにさせていただきます。じっくり、読みこなした上での質問というようなこともあるのではないかと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。相当、膨大、地域福祉計画というのは、これだけカバーしなければいけないということでもあるわけですが、ぜひ、お目通しの上、ご意見を後ほど、事務局のほうへご意見をお寄せいただくと大変ありがたく思います。

それでは、委員からご発表をお願いをさせていただきます。今回を含め、上半期の委員会では、都内において展開されている地域福祉の推進を図るさまざまな好事例について、委員やゲストスピーカーの方々からご発表いただきながら、委員及び事務局のイメージを共通化していくという必要もあろうかと思っておりますが、そういう形でお願いをしたいと考えております。そんな形でいかがでございませうか。

(はい)

○高橋委員長 それでは、今回は、区市町村社会福祉協議会から参加していただいております。

ますお二方の委員からそれぞれの地域における取組の実例について、ご発表をお願いできればと思います。

初めに、文京区社会福祉協議会地域福祉推進係主任の浦田委員からよろしくお願いをいたします。それでは、どうぞ。

○浦田委員 はい。改めまして、文京区社会福祉協議会の浦田と申します。よろしくお願いをいたします。座ったままで発表させていただきます。

20分程度ということですので、実践についても触れさせていただきます。私は文京区の社会福祉協議会の職員で、駒込地区というところの地域福祉コーディネーターをやっております。平成24年度に一人目を配置しまして、現在は8名の地域福祉コーディネーターがおります。私は、モデル地区を担当してやってきまして、地域福祉コーディネーターとしては6年目に入っております。

本日は、2種類の資料を配らせていただいております、きちんと冊子になったものが一昨年の報告書で、もう一つが地域福祉コーディネーター生活支援コーディネーターと両方の名前で載っているものが、昨年度の報告書で、こちらはまだ作成中のものをお配りさせていただきます。次回は正式なものをお配りできるかなと思いますので、そういったところで、見ていただければと思います。

主に刷っていただきましたこちらの両方の名前が入っている、平成28年度の報告書のほうで、進めさせていただきます。3ページをごらんいただければと思います。

一番上に地域福祉コーディネーターとして、私たちが考えている概念を載せております。住民などからの相談を受けて、地域の中に入って、いろんな人たちと関係を、協力して、課題を明らかにしていくというようなことを最初のところに書いてあります。ポイントは地域の中に入っていくということです。私たち、社会福祉協議会は、今まで窓口を設けて、困ったことがあったら、ここに来てくださいというようなスタンスでやってきたんですね。ところが、私は以前、ボランティアセンターにいたんですが、日々制度には、対応できないようなさまざまなご相談が入ってくる。一方で、何か地域のためにやりたいというようなボランティアの方も年間300人くらいの方が講座やいろんな形で、関係してくる。このミスマッチングをどうしたら、防げていくんだろかということ職員で考え、地域の中にもっと私たちは入って行って、問題を見つけにいかなきやいけないんじゃないかということで、地域福祉活動計画に位置づけまして、平成24年度に地域福祉コーディネーター一人をつけたところから、スタートいたしました。

役割は大きく分けて、二つです。この真ん中に書いてあります、個人の方への支援、あと地域への支援という二つあります。個人の方の支援も直接支援、課題を持った方に直接支援をするという方法と、あと、その周りの方たち、関係機関、近隣の方、民生委員と一緒に相談をしていく間接支援という概念をつくっています。

地域支援は、これはプロセスになっているんですけども、まずは地域に入って行って、地域の中にどんな思いを持った方たちがいるのか、どんな資源があるのか、どんな方たちがいるんだろうかというのを、見つけに行く期間を関係形成と呼んでいます。

その中で、把握した思いを形にしていくということで、次に立上支援という段階に入っていきます。これは、ある程度、何かやりたいと思うものが見つかってきた状況を立上支援と呼んでいます。

さらにこの形が自主的に運営できていく、役割分担が住民の方で済んでいる状況を運営支援というふうに呼んでいます。ただ、役割分担が済んでも、寄り添って支援していかなければ、いろんな壁ができて、それを乗り越えることが難しいところもあるので、運営支援は寄り添い型の支援という形になります。その運営支援から、さらに活動がまた出て立上支援が始まるといったような状況が連鎖して生まれていって、活動がどんどんまた新たに生み出されていくという状況があります。

3ページの下にあります。平成24年に一人配置されました。平成26年度に2地区目が配置され、平成27年度に残りの2地区、全部で4地区です。後で地図をお見せしますが、ここで4地域に一人ずつ配置されまして、平成28年、昨年度からは地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの第2層部分を全員が兼務するという形で8名体制になりました。

5ページの右上を見ていただきますと、日常生活圏域を文京区で四つに分けております。私は、右上の駒込地区を担当していますが、これは民生委員と、地域包括支援センターと同じ圏域です。そのほかに九つの分け方が文京区ではありまして、これは町会連合会単位で、ここが実は、ずれていて、一緒にはなっていないんですけども、九つの分け方で四つと九つという分け方が文京区ではあります。

文京区の人口は、21万2,930人で、どんどん右肩上がりに増えているという状況です。ただ、世帯の構成人員はどんどん減っているということと、あと生活困窮の世帯が微増ながらもふえ続けているという状況があります。こういう中で、私たちは初めてと言ってもいいと思うんですが、平成24年度から地域に出だしたわけです。地区社協もあり

ませんし、小地域福祉活動と呼べるものは、ほとんどやっていなかったというのが当時の状況でした。

どういうふうにして、やってきたかというところでは、一番はやっぱり居場所づくりというところが大きかったというふうに思います。その幾つかが、10ページからの事例が地域支援の事例になります。長い期間をかけて、少しずつ協議体をつくりながら、そこでその場所をどうやって運営していこうかという企画会議なんかもしていきます。

これは、文京区で今、有名になりましたけれども、「こまじいのうち」というのが本駒込にあります。今回の報告書には「こまじいのうち」は載っていないんですけども、「こまじいのうち」自体が、今、月で400人ぐらいの方が来る多機能な居場所になっています。その影響が区内にありまして、やっぱり居場所というのは必要だねという話になっています。「こまじいのうち」については、ネットで検索していただいて、ホームページを見ていただければと思うんですが、12の町会で構成されている町会連合会が主催で立ち上げた居場所です。毎日、火曜から土曜日までいろんなプログラムをやっていて、赤ちゃんから高齢者まで、いろんな方が来て、いろんなプログラムに参加しています。プログラムのない時間をとても大事にしていて、「カフェこま」という時間なんですけど、一人か二人かお当番の方がいるだけで、そこに若いお母さんがお弁当を持って入ってきたりですとか、お子さん連れできたりですとか、近隣の一人暮らしの高齢者の方がふらっと入ってきて、おしゃべりをして帰るといったこともありますし、いろんな方が来て、そこでいろんな話題をして帰るといったような場所になっています。そのインパクトが文京区内でもすごく強くて、居場所づくりがとても広がってきています。

この10ページは「談話室」というところなんですけども、「こまじいのうち」の隣の町会連合会がうちの地域にもやっぱり居場所が必要じゃないかということで立ち上げています。最初は、特別養護老人ホームのラウンジを活用して、居場所づくりをやろうということで、やっております、その後、町会連合会の方針で町会会館を使っていこうということで、2カ所目、3カ所目というような居場所ができています。また、その中から、町会会館をもっと活用したいというような話が出て、そこで、子ども食堂ができたりですとか、子育て向けのサロンができたりとかというような広がりをもっと見せているというような事例です。

次の12ページなんかは、特別養護老人ホームとコラボして、民生委員が地域で体操するような場所が少ないんだというようなお話から、特別養護老人ホームの中の、デイサー

ビスを使っていない時間をお借りして、体操の会を立ち上げたというような事例になっております。

さらに14ページにいきまして、福祉施設をこちらも活用しまして、多様な人たちが集まる居場所をつくったという事例です。この中では、最初は居場所をつくるというところからスタートしまして、遊びに来ていた発達障害のお子さんを持つ親子が、この居場所に来て多動で居場所にいけないというような話がありまして、そこで地域福祉コーディネーターが入って、いろんな制度とかサービス、提案しながら、この居場所に来れるような状況を関係者、住民の方、この施設の方と一緒に考えていったというような事例です。

このように、居場所を通して、いろんなご相談が入ってきます。ご高齢の方の相談、死後がちょっと不安なんだよねと、誰が葬式を出してくれるのかなというようなご相談があったりとか、何か、「こまじいのうちで、何か薬って売っていると急に電話がかかってきたんだけど、そういうことをやり始めたの」というようなご相談があつて、それ、もしかしたら、消費者詐欺の電話かもしれませんといったような情報が、居場所に集まってきます。子ども食堂なんかをやっていると、そこに、ひとり親家庭の方がいらして、そこでいろんな学習面の相談ですとか、こういうことができないとか、食事をつくることができないとか、お子さんからのお母さんがご飯をつくってくれないみたいな相談もあります。小さなお子さんの問題でいうと、発達に課題がありそうだなという赤ちゃんを、常に周りの子がいはいしているのに、ずっと寝ていて、でも、その様子をお母さんが気にかけていないので、心配だなみたいな相談がやっている方たちから挙がってきます。そういったときに、住民の方ですと、行政のどの窓口に行っていいたかというのが、わからないというのがあります。私のほうにご相談があつて、こんな方が来て、ちょっと心配なだけで、どうしたらいいかなということでご相談が入るので、私のほうで、じゃあ、それは子ども家庭支援センターがいいですねとか、それは、地域包括支援センターですねというふうに、つなぎ先を整理して、私のほうでつないで、言える部分をフィードバックするといったような形でやってきました。それを繰り返していくと住民の方でも、発見しようとか、やっぱり心配だなとかいう、何かノウハウみたいのがついてくるというのか、全くそういうことに関心がなかった方も、あ、こういうことが大事なのねというような発想になってきて、なおさら、また新たな課題があれば、報告してくださるというような形になります。

そういうふうにやりながら、居場所を拠点にして、住民の方と知り合い、そこで新しい課題をキャッチしてつなげる。そして、また解決すべき制度がなければ、住民の方と一

緒にその部分は、考えていったり、専門職と一緒に考えて、資源開発をしていくというようなことをやってきました。

やっていく中で、居場所の人たちが、私たちにとっては協働するパートナーのような存在で、一緒に問題を明らかにしたり、一緒に解決したりしていくんですけども、なかなか、エリアごとでは解決しない問題ですとか、足りないものというのが、だんだん見えてきたというのが、今感じているところです。28年度の報告書のほうで書いてあるんですが、38ページから区内全域活動との連携というのが書いてあります。

文京区社会福祉協議会では、昨年度から中間支援施設「フミコム」を行政から補助をいただきながら運営することになりまして、こちらは福祉だけでは解決できないことを、今まで一緒にできなかった方たちともっと連携を深めながら解決していこうというような場所になっています。私たちの事務所は区民センターというビルの4階にあるんですけども、地下1階部分を改装しまして、こちらに、この「フミコム」という施設ができました。ここでは、いろんな方が今までだったら、社協には相談に来なかったような方ですね、ご自分が福祉というのをやっているとかというお考えじゃなかったりですとか、ボランティアではないとかですね、ソーシャルビジネス的な視点を持ちたいですとか、あと企業の社員の方とかがご相談にいらっしゃいます。

39ページの左下の実績というところに書いてありますが、「フミコムc a f e」というものを作って、そこにいろんな方たちが来て、いろんな交流の機会、テーマごと、今回は子どものことで集まろうとか、企業のCSRのことで集まろうといったような、その時々でテーマで、こういうようなイベントをやっております。

40ページの中にも書いてあるんですけども、そういった方たちのネットワークで狭間になっている問題を解決していこうかというような、地域課題解決のプラットフォーム構築事業みたいなことも、赤い羽根の福祉基金の助成金をいただきながら、つくっています。特に、身寄りなし高齢者が最後まで、安心して暮らせるということが、それぞれの居場所の中で、課題になってきたので、こういうことをみんなで取り組んでいこうということで、今は進んでいます。

また、社会福祉法人の公益ネットワーク会議も、41ページですけども、社会福祉法人の方たちに集まっていたいただいた会議体をつくったりしております。

42ページには、地域子育て支援拠点事業というのを今回、地域の団体がNPO法人化して、「こまじいのうち」なんですけども、レベルアップした活動をもっとしていきたい、事業

をしていきたいというようなご要望に合わせて、提案して、担当者と一緒に提案していきながら、私は現場で寄り添いながら、これをうまく受けられるようなサポートをしていくというような感じでやっております。

こういうふうに、都心の社協ですと、なかなか地域の力だけでは解決しないことがあります。そういったときに、全域のいろいろな企業ですとか、大学、いろんなネットワークを駆使しながら、地域の基盤がしっかりしていることで、そういった全域の動きを各エリアの地域福祉コーディネーターが受けとめて、そしゃくして、その住民が希望しているニーズとマッチングしていくというようなことを進めています。これは、やはり都市型の社協の取り組みの形なのかとも思っているところです。

私たちは、こういう報告書を毎年出しておりまして、社会福祉協議会のホームページに毎年のもので載っていますので、もしよかったら、後でござんいただければと思います。

小林先生とは、私が1人目として配置されたときから、私たちがどういう動きをしているのかを、どのように可視化するのかということをご相談に乗っていただきまして、今まで一緒に進めてきていただいております。やはり、行政の方には、データや事例をプロセスで見せていくということをやらないと、こういうことができましたと言っても、なかなか、地域福祉コーディネーターというのが、どういう役割なのかを理解していただけない部分もあり、こういうものを毎年積極的に、先生にご指導いただかないと絶対できないですけども、出しているという状況です。これは民生委員全員、区長から各部署の課長までに、全員にお渡しをして、こういう動きをしているよということを理解いただくということでやっております。

いろいろ事例を紹介いたしました。私が配置されたときは、じゃあ浦田さんはできるけど、ほかの人はできるんですかというようなことを言われることが多かったんですね。

実際に、8人になっている現状で申しますと、やり方によってはできるということがわかりました。新卒で入ってきた子も今2年目で地域福祉コーディネーターになっている子もいます。個別支援は、最初は一人でやるというのは、難しいですけども、地域支援は、一人目の地域福祉コーディネーターが育んだネットワークをパートナーにおろして行って、そのネットワークに入れていくというやり方をしながら、経験が浅いコーディネーターもそのネットワークを活用しながら、また新たな活動を生み出すということができているなというふうに思います。若いとフットワークが軽くて自転車ですっと走り続けられるみたいな元気のよさもやっぱり売りになるところもあります。そういった若い職員をどうやっ

て育てていくかというのも、文京区の場合は大分経験値が積まれてきましたが、ほかの社協で、小地域福祉活動をあまり進めていなかったところでは、難しい部分もあると思いますので、配置を拡げていくときには、課題になるかと思いました。

ひとまず終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○高橋委員長 ありがとうございました。あと、詳細な資料等、活動状況の見える化というか、非常にわかりやすくご報告をいただいたような気がします。なお、非常に膨大な活動でございますが、それぞれのレポートの最後の部分で、小林副委員長からコメントもございます。文京区の社協の取組にずっとかかわっておられるということで、何か補足があったら。

○小林副委員長 今、浦田委員のほうから詳細なご説明ありましたので、特にないのですが、この記録をつけるということについては、かなり最初から浦田委員はじめとするコーディネーターの皆さんと一緒にやってきました。どうしてかと言いますと、コーディネーターは、何やっているか見えないところが多い。コーディネーターがどのような人たちにどのように会ったかというデータはとれるかもしれませんが、コーディネーター自身の動きがどうなっているかということを見せないと、やはり何をしているかわからない。つまり、ブラックボックスではないかという批判が結構あったと思います。そこを何とかしようということで、このようなデータを作っていただいたということになります。

1点だけ、20ページ、21ページをごらんいただきますと、地区ごとのコーディネーターの動きがわかるようになっていきます。浦田委員からご説明いただいたことにつけ加えるとすると、個人のところに行って支援するには、その前にやはりいろいろな情報を集めたり、顔つなぎをする必要があります。突然出かけて行って、ごみ屋敷を何とかしようといってもできる話ではないので、必ず事前にその地域の住民、自治会関係者、民生委員さん、子どもの場合であれば特に、子ども家庭支援センターや教育センターなど、高齢者であれば地域包括支援センターなど、いろんなところを回って、顔つなぎをすることが前提になることがこのデータからわかりました。

大体の数で言いますと、コミュニティソーシャルワークは個別支援から地域支援につながると言われていますけれども、直接支援の約倍ぐらいは地域関係者や地域の方々に顔を知ってもらうことが重要で、そのネットワークの上で個別支援ができるようになっていくということがこのデータからわかってきました。

そこで、ここに書いてありますように、個別支援ではなくて、個人支援と間接支援とい

う概念をつくりまして、これに沿ってデータをつくっていただいた。これによって、地域のワーカーは、スーパーワーカーでなくても、ちょっと言葉は悪いですけども、学卒、新卒の人でもちゃんと動ける。その手順がわかってきたといってもいいかと思います。そのような意味でもこういうデータをつくるのが大変有効なのではないかと思います。

○高橋委員長 ありがとうございます。それでは、少しご質問、ご意見というか、ご質問や、いろいろ質問もあろうかと思しますので、ぜひ。それから幹事の皆様、東京都の事務局の皆さんからも、これ、多分こういうご経験を東京都の区市町村の中でも、それから、それぞれの部局の中でも共有していただきたいので、いろいろ質問もあるのではないかと思いますので。質問は限定しないで、どうぞお気がつきのことから、どうぞ。

○室田委員 じゃあ、いいですか。

○高橋委員長 はい。どうぞ。

○室田委員 室田です。質問ですが、この文京区の社協の地域福祉活動計画、それと区の地域福祉計画が、いつどのように策定されて、その中に地域福祉コーディネーターの配置であったり、その目的というか、それがどういうふうに位置づけられていたのか、それがあったことが、こういった継続して、まあ、活動が広がってきたことに何らかの影響があったのか。そういった点、観点からちょっと教えていただければと思います。

○浦田委員 はい。文京区では、地域福祉保健計画という名前で、地域福祉計画がつくられております。こちらは、3年ごとに改定になっておりまして、今年度、今改定している年で来年から、また新たな計画がスタートするという段階になっています。

私たち、社協の地域福祉活動計画は、4年ごとにやっています、タイミングとしてはちょっとずれているんですけども、両方に、こちらのまず地域福祉活動計画のほうには福祉政策課の課長が入っていただいております、活動計画の内容を地域福祉保健計画のほうに盛り込んでいただいているという形になっております。

前回の地域福祉保健計画の中に地域福祉を行政と社協と一緒に支えているという手のマークが、上下とかではなく、一緒に地域福祉をやっていくんだと、示してありますが、行政も社協も協働で地域福祉を推進していこうと意識が変わってきたなというふうに、計画をつくる中で感じています。

○高橋委員長 よろしゅうございますか。

○室田委員 その中に地域福祉コーディネーターのことがどういうふうに位置づけられているかも、加えてお願いします。

○浦田委員 はい。地域福祉活動計画のほうは平成24年から開始した活動計画に初めて位置づけまして、それを推進、社協がやるのを応援しますと、地域福祉保健計画に書いてあるという状況です。

○室田委員 ありがとうございます。

○高橋委員長 よろしゅうございますか。

どうぞ、ほかに。

○堀田委員 ありがとうございます。ちょうど、先々週ぐらいに「フミコム」のところに伺って、なので、すてきということ、こちらの本いただいて思ったところだったので、またいろいろ勉強させていただきまして、二つ質問がありまして、一つはこの詳細に、どのような活動がどういうプロセスで行われてきているかということをもとめておられるんですけども、何かこういった活動のアウトカムをどうやって見ていらっしゃるかなということ。それは、特に必ずしもこういったコーディネーターの活動、あるいはさらに平成28年度からの中間支援組織みたいな活動を考えたときに、そういった機能を果たすものが、安定的にまわっていくためには、恐らく一定のアウトカムが共有されて、それに対して、継続的に財源が使いたい。ことが期待できるのかなというふうにも思うところなので、いろんなコーディネーターもいるし、いろんな中間支援組織もあるので、どうやって、このコーディネーターのアウトカムを見ていらっしゃるのかというのが一つです。

それから、もう一つは、特にこのコーディネーターの活動の中で、個人の直接的な支援、あるいは間接もかな、にかかわるところだと思うんですけども、どの程度の裁量というか、権限が与えられているかということなんですね。というのは、そういうタイプじゃないかもしれないんですけども、こういうような丸ごと受けとめるというようなタイプの方が置かれた場合に、いわゆる困難事例みたいなものが寄せられて、だけれども、寄せられても、結局、なかなか複合的な課題を抱えていらっしゃる時に関係する部局と直接、かなりやり合うことができ、その道筋をつけるところまでいけないと、なかなか、渡したんだけど、結局はみたいなことを伺うことがあって、これだけしっかりと活動が続いていらっしゃるというのは、ある程度の権限を持っていらっしゃるのかなと想像するんですが、あるいはそれが発揮されるための区の中での関係機関とのネットワークの持ち方とかなのかもしれないんですけども、どうやって、受けるだけじゃなくて解決のほうに結びつけることができているのか、その秘訣みたいなことがあればお願いいたします。

○浦田委員 はい。アウトカムというお話があったんですが、これはむしろ私も知りたい

と思うところですが、ゴールが何かということがまだわからない状況があるんじゃないかと。まだそれがはっきりしないというのが私たちの今の分野なんだというふうに思っていて、今はアウトカムというよりは、まだ、アウトプットを、プロセスをアウトプットして、その先に何が見えるのかということはまだ模索している状況かなというふうに思っております。

権限のお話、個人支援の権限なんですけど、全く権限はないといってもいいと思います。法的なバックグラウンドもないですし、そういう中で、私たちは、結局はおっしゃったようにチームアプローチでしか方法はないというふうに思っています。例えばごみ屋敷のうちに入って行くのも、地域福祉コーディネーターだけで判断して入って行くということはまずないですね。包括と一緒に、包括が現場に来られなくても、電話でやりとりをしながら、どういうふうに介入していこうかということ相談しながらやりますし、障害者であれば障害者基幹相談支援センター、子ども家庭支援センター、場合によっては、五、六人の関係機関と一緒にアプローチするという方法がありますので、困難ケースに関しては、カンファレンスを度々行います。ご本人たちが判断が難しい場合のようなケースは、特に行政も含めたカンファレンスを行いながら、チームで動いていくというようなことをやっております。

○小林副委員長 一言だけよろしいですか。

○高橋委員長 いいと思います。

○小林副委員長 堀田委員のご質問は、大変基本的な質問なのですが、地域福祉コーディネーターの活動を見ていると、まず大切なのは関係形成なのです。これは、支援を必要とする方との関係形成できれば、ある意味でアウトカムがあったといってもいいくらいで、つまり、孤立していた人が何かとつながるということはすごく大きなことですね。ですから例えば、特定のプログラムを前提としてアウトカムを考えるというような、そういう手法では多分ない。特定の目的があって、事業があって実行するというよりも、どうやってつなげるかというのが、第一だと思います。

それから、住民がいろんな形で集まってくるというのは、これは必ずしも目的があってそうしているわけではないので、自然と集まりが出てくる場所をどのように支援するが重要なのではないかと思います。堀田委員のおっしゃっている評価指標をどのようにつくるかというのは重要な課題なのですが大変難しいですね。それが、浦田委員の言われたコーディネーターには権限がないということでもあり、実は裏側の問題になります。その

辺のコーディネーターの仕事の特色を考えると、先ほど委員長がおっしゃった、地域福祉というのはそもそも何をやることか、事業をベースにして、目的があつて、それについてアウトカムがあるということで考えるのか、そういう思考ではない方式や考え方をしなければならぬか、ということを感じております。

○堀田委員 ありがとうございます。

○高橋委員長 今の議論は非常に核心をついた議論に多分なっていくのかなと思ったんです。というのは、何かをする支援でずっと考えていたんだけど、それはどうしても多分、余りというか残りというかが出てきてしまって、最近では生活困窮者支援法の話でいえば、伴走型支援という言い方を、抱樸の奥田君なんかはしているわけですし、ある人は、これはドゥーイングの支援とビーイングの支援があつてという、そうすると、ドゥーイングというのは役所の論理でいうと、いつもパフォーマンスがどのぐらいで、業務量を求めるけど、そういうのではないタイプのものがないと、実は支援の場に引っ張り出すという仕事が相当大きいんだなと思ひながら、だから個人の間接的という、この分類は非常に意味深長な分類だなと思ひていて、ちょっと伺つておりました。大変印象深く思つたんですが、ちょっとこれは地域福祉コーディネーターというのは、東社協のほうで大体全体を見てると言つていいよね。そうすると、川井さんのほうから、今の文京区の活動をどういうふうにごらんになって、これは、配置及び担当制が、先ほどの資料だと35自治体に、一応、地域福祉コーディネーターがいることになっているんですが、非常に充実した、ある意味では地域福祉コーディネーターの可能性みたいなものをきょう文京区の事例から伺つたんですが、これは全体から見るとどういうふうに、評価するというのは、お立場上言いづらひとは思ひますが、全体のちょっと中で、文京区の仕事はどう位置づけたらいいかのヒントのご発言をいただけたらありがたいと思ひますが。

○川井委員 まさに今の議論にもありましたように、今後、ますます地域福祉を活性化するための施策を伸ばしていくためには、今はやりの言葉で言えばKPIみたいなことがとても必要になってくると思ひます。しかし、残念ながらまだまだそういった分析、指標づくりまでは至つていないというのが率直なところではあります。

ただ、きょうの浦田さんのお話を聞いていただいてもおわかりかと思ひますけれども、本当に短い間、せいぜい過去5年か6年の間に、これだけ広く市民に受け入れられて、また全国からも注目される存在になっているということからは、都市型のコミュニティづくりもアプローチの仕方によっては大きな可能性を秘めたものであるということでは間違いな

いと思います。

それをどのように、きょうもキーワードの一つが可視化ということだったと思いますが、指標づくりも含めて、これからやっていくのか。ほかの都内の社協あるいは地域の皆様もとても注目しているところですので、文京区や武蔵野市のほかにも幾つも追随するところの動きも出てきていますので、そういう動きなども今後さらに分析し可視化して、わかりやすく発信していく必要があると感じています。

○高橋委員長 そうしたら、また機会がありましたら、ちょっと全体の状況を少し、この議論は、多分、地域福祉を考えると大事な議論だと思いますので、ぜひ折に触れて、継続して議論が進められたら。

それからもう一つ、ちょっと私、伺っていて思い出したのは、もう全く普及はしていませんが、北九州市が命をつなぐネットワークという、例の生活保護の問題をめぐって、あれは役所の中に無任所の係長をつくったんですね。あれは初期の活動をずっとウオッチングしていたことがあって、これは逆に言うと、公務員で、担当部局のない公務員という非常におもしろい存在をつくったことによって、公務員の場合は権限があり、調整のための権限、社協の場合は、ある意味では専門性でいかざるを得ないけれども、公務員の場合は権限があるので、非常におもしろい動きが地域の中で起こったと、これも非常に示唆的で、これからやっぱり行政のコミットメントを、東京の場合は、なかなか直接やりたがらない癖があるんですが、やっぱりちょっとそのことも、地域福祉コーディネーターの意味を考えると、ちょっと思案のしどころだなと思いつつ、ちょっと思い出したことを、すみません、発言をさせていただきます。

ちょっと時間のことがあって、とても、もう少し議論したいなと思いつつ、後で委員の皆様にご発言を一通りいただくことになっていきますので、また、そのときにかえって、ご発言をいただいてもよろしいかと思っておりますので、引き続き、今度は武蔵野市民社協の横山委員からご発表をお願いいたします。

実は市民社協というのは、いろんないきさつがあって大変おもしろいんですね。市民社協という名前をつけた途端、あの当時は、今は地方分権だからそういう話はありませんが、厚労省がクレームをつけたという有名な事件があって、これは武蔵野の活動をぜひよろしくをお願いいたします。それでは横山さん、よろしくをお願いいたします。

○横山委員 皆様、こんばんは。武蔵野市民社会福祉協議会の横山と申します。よろしくをお願いいたします。

私からは、まず初めに、武蔵野市の社協の概要を説明させていただきます。今、委員長からお話があったとおり、武蔵野市社会福祉協議会ではなく、市区町村と社協の名前の間に「民」という一文字を、全国で唯一、当初は名づけていて、市民が主役の社協であって、行政のほうを向いたりとか、そういうことではなく、市民のほうを向いた組織であるということで、法人設立、来年度で40周年を迎えますが、社会福祉法人を設立する際に名づけたという経緯があります。

武蔵野は非常に市民活動が活発で、人口14万人ですが、皆さんの自治体にあるような町会や自治会が一律に網羅はされていないまちで、戦後に町会・自治会が廃止されて以来、一部地域を除いて復活をしなかったという地域で、従来、コミュニティを中心とした公民館のようなコミュニティセンターをその地域の住民が自主的にコミュニティ協議会という住民組織をつかって自主運営、自主管理、自主企画をしていくという、昭和46年からそういう住民の自治を非常に大事にしてきているまちです。

そういった経緯もあるので、非常に市民活動が活発な地域ですが、ただその地域福祉という点で行政として、何か先駆的な取り組みをしているか、政策をしているかという点、先ほどの資料4の中の好事例を、行政の方のアンケートで聞いた中でも武蔵野は書いていないかと思いますが、地域福祉という点で、何か全国に先駆けてやっているというものはちょっとないのかなという状況です。どちらかというと、私は今、非常に悩んでいるというのが現状です。ぜひこれから皆様にいろいろ教えていただければなと思っています。

まず社協の組織図ですが、非常に小さな社協の組織で、正職員9名、嘱託職員10名、事務局長が市からの課長職の派遣となっておりますが、権利擁護事業は武蔵野市福祉公社がやっていますし、ほかの自治体でよくある地域包括支援センターを社協が委託を受けているというのも、武蔵野では別の社会福祉法人等が全運営をしていますので、社協でやっているセンターはありません。また介護保険の事業ですとか施設なども武蔵野の社協は持っていないので、非常にシンプルで職員の数が少ないというところがよさでもあり、デメリットもある、非常に、ちょっとほかの市区町村の社協とは、珍しいタイプのところかなと思っています。

では何をやっているかという点、私はこの中で地域担当の主任ということで、武蔵野市では概ね小学校区13地域に地区社協を平成7年から置いておりますが、そのうち、中部地域の5地域を担当しています。ほかの主事2名が西部、東部、それぞれ4地域ずつを持っていますが、副担当がない状況で、この3名で3圏域を分担している状況です。この

地域担当は、その地域の地区社協、武蔵野では地域社協や福祉の会と呼んでおりますが、そちらの担当と、自分のエリアのボランティアセンターのほうで入ってきた個別ケースのボランティアコーディネートボランティアセンターの担当と一緒に担当したりですとか、その地域の居場所づくりの支援などを行っているところになります。

資料9を1枚めくっていただくと、広報誌「ふれあい」を掲載しておりますが、そういったところで、社協の事業の中でこの地域担当とボランティアセンターを主に大きい事業としているのが特徴となります。

具体的に、本日は地域社協と、あと居場所づくり事業について、ご説明させていただきます。

もう一枚めくっていただいて、カラーの「地区社協へようこそ」というパンフレットをごらんください。中を開いていただくと、13地域社協ありますが、地域によって、さまざまな活動をしています。どの地域でも大抵行われているのが、上の三つですね。高齢者のサロンを自主的にコミュニティセンターを使って月1回やっているところや、子育てサロンを、市の子育てサロンは月1回しかやっていないけれども、住民の皆さんの要望で、もっと子育てサロンをやりたいという要望から、月2回目の部分を地域社協で担当して、実施をしているようなサロンもあります。ご近所同士の交流の場というのが、ここが非常にたくさん地域社協の中でやっているところで、地域によっては一丁目の食事会、二丁目の食事会といった、小学校区全部を対象とするのではなく、一つの丁目ごとの集まりをしている地域もたくさんありますし、丁目よりもさらに本当に小さなところで、ご近所のつどいといって、ここの通りの何ブロックか、二つの通りの前後のお宅にだけ呼びかけて、ここの通りのご近所の集いで住民同士の交流の場をしているような地域もあります。

また、住民同士の交流の場ということで、居場所づくりとして、地域社協の中で自宅開放型の居場所づくりを始めた地域では、毎週火曜日を必ず11時から3時に開けていて、どなたがふらっと来てもいいような、いつ来ても、いつ帰っても誰が来てもいいような居場所をやっていた地域が、また別のエリアでそれから派生して、金曜日にその地域のまた別なところで始めた地域などもあります。

特に、先ほどの文京区さんの事例でもあったかと思うんですけども、こういった居場所づくり事業を地域で始めたことによって、ちょっと気になる人というのが見つけやすくなったというか、気になる方の情報が、住民の方から私のところに来ることがあります。最近では住民の皆さんのほうで、例えば夏なのにセーターを着ていたりコートを着てくるよ

うな高齢者の方がいたら、エリアの在宅介護・地域包括支援センターにすぐに皆さんのほうで連絡をしています。私のほうにわざわざ来るということは、どこでも当てはまらないような人がいた場合に、私のほうに連絡が来るということも、そんなに多くはありませんが、そういったケースもありました。

こういった居場所を始めていて、とてもよかったなと思うのは、自然と皆さんが集まる中で、例えば奥さんを亡くされた男性だったり、実はまた一緒に、その場にいる別の男性も、実は奥様を亡くされていたりということで、ひとり暮らしの知恵だったり、自分はこうしているというような身の上話に発展したり、家族会とか、そういうのも高齢部門ではあるかと思いますが、それはそれで、でも自然な形の集まりの中で、実は、自分の生活の話をお互い聞いて、あそこの病院がいいよとか、引っ越してきた方には、ごみは武蔵野はこうやって分別するんだよとか、そういうちょっとした生活の中の知りたいことを、住民の皆さん同士が自然と会話の中で交流ができてるのがとてもいいかなと思っています。

もう一点は、居場所づくりは、子育てサロンとか高齢者サロンという対象を限定したものではないので、最近あった事例では、武蔵野に転入してきた若い乳児をお連れのお母様が、武蔵野も子育てサロンはたくさんやっているんですけど、実は、同世代のお母さんとお話をするのが苦手なお母様で、何かそういう子育てサロンとか、市のほうで紹介されていくと、自分はそういうところは嫌だと思っていた方が、たまたまこの居場所を通りがかって、担当の地域住民の方に声をかけられて中に入ったところ、違う世代の方がたくさんいて、特に高齢者の方もいるので、そこでいろんなお話をして、高齢者の方も赤ちゃんがとても珍しかったりするので、そこで話をしながら、同世代ではない住民の方との交流が非常にその方にとってはよかったという事例もありました。という居場所づくりなども地域社協以外の団体も含めて各地域で行われています。

また、地域社協の活動、平成7年から20年以上やっていますが、その中で、ある地域では、学童保育が終わった後、まだお父さんとお母さんが帰ってこれない時間帯に、コミュニティセンターで保護者の方が迎えに来るまで遊んでいるような活動を始めた地域がありました。この活動が続いていく中で、市のほうで学童保育の時間が延長することになりましたので、それで、この活動は終了したというような事例もありますし、皆さんのまちでいう児童館のようなところが武蔵野にもありますが、障害児が遊ぶときは保護者の方なり付き添いの方を自分で見つけて、遊ばなければいけないルールがあったときに、あるまちでは、この付き添いの部分のボランティアを地域社協の方が当番を決めて実施をし

ていました。それが何年かかかって、市の児童館のところの担当の補助員さんがつくようになって活動をやめたような事例もあります。ですので、非常に地域社協の活動はとても大事な活動だなと感じています。

あとは研修会や広報誌を発行しているのも、これも広報誌を全戸配布、皆さん自分たちで地域5000部発行し、配布エリアの当番を決めて、120名くらいの方が協力員となって配付をしている地域もあります。

13地域活動の活発度は、差はあるんですけども、本当に多いところでは、一つのエリアで80名くらいの運営委員の方がいるような地域で、九つの部会やプロジェクトに分かれて、毎日のように活動しているところもありますし、夜も土日もかなり活動しています。ある居場所ではお正月をみんなで過ごそうということで、お正月にあえて開けて、みんなでお正月を過ごしたりするような地域もありまして、非常に活発な地域活動をしています。

この地域社協に、社会福祉協議会から、エリア内の世帯数によって年間36万円から39万円の助成を行っています。この財源は赤い羽根や歳末たすけあい募金と、社協の自主的な事業費を充てています。そういった財源的な支援だけではなく、職員の支援として、地域社協の毎回の会議活動への出席ですとか関係形成、あと立ち上げ支援などを行っています。

課題としては、この地域社協は、本当に13地域任意団体で地域社協専用の拠点がないので、全部この地域の活動は皆さん自宅の番号だったり、その担当の方の個人の携帯の番号を掲載しているというところで、非常に場所に困っています。

あともう一つは、地域の皆さん、本当に一生懸命活動しているんですけど、なかなか、こういった活動が行政に評価されていないと感じている住民の方がたくさんいるのが現状です。あと担い手の高齢化も地域によってはありますが、ただ、こういった地域社協の活動がきっかけで初めてボランティアをした方もかなりいらっしゃるの、担い手の高齢化と、あと新しい参加者をどのように確保するかということが今、課題となっています。

その地域ごとに、第3次地域福祉活動計画を策定する際に、これは都内で最初かと思いますが、地域ごとのこのまちが5年間どういう取り組みをしていくのかというのを、地域懇談会を経て、スローガンをつくったり、重点的に取り組む目標を立てました。本日は、13地域中、中央地域のスローガンや取り組み目標をお配りしております。来年度から、第4次地域福祉活動計画を立てることになっておりますが、その際に、この5年間の目標

を各地域どうだったかを振り返りながら、今後もまた地域でどのようなスローガンを立てて、どういう目標にしていくかを住民の方と一緒につくっていききたいなと思っています。

最後に、居場所づくり事業ですが、近年、本当に居場所づくりというのに関心を持つ住民の方が増えてきておりまして、特に地域社協が最初に居場所づくりを始めたこともきっかけとしてありますが、やってみたいという問い合わせや、自宅を開放してもいいという問い合わせが武蔵野では増えてきています。

地域社協が居場所をやる場合は助成の対象とはならないんですけれども、地域社協以外の団体に居場所づくりをやりたい団体の方には、年間10万円を助成する事業を昨年度の7月から始めています。今は6団体が受けていますが、例えば喫茶店を使って実施しているところや自宅を開放しているところ、あと民間の大きなマンションの中の集会室を借りてやっているところなど、市内に非常に広がってきている状況です。参考までに、資料をお配りしておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

全体としての、私が感じている課題と悩んでいるところというのは、本当に住民活動が活発な地域で、私も5地域担当しておりますが、全部の活動に出て、副担当がないので、どうしても活動の優先順位をつけながら係わらせていただきますが、やはり私たち社協の職員がちょっとでも係われば、すごく活動が広がるなというものがたくさんある中で、やはり社協の職員の数が少なくて、どうやって増やしたらいいのかをずっと考えているんですね。

正直なところ、生活支援コーディネーターは、武蔵野の場合は、地域包括支援センターが受けていますし、生活困窮のほうは福祉公社が受けていて、社協の職員を増やす、何かきっかけはどうしたらいいのかというのは悩んでいるところと、だったら社協の自主財源を増やして職員を増やせる方法は何かないのかということも考えたりしながらも、一人正職員を雇うと結構な金額なので、それもなかなか難しいなというのが悩んでいるところです。

あとは、この地区社協の活動が、先ほど見える化のお話が出ていましたが、やはり行政のほうに地区社協が、何をしているのか見せてこなかった、私たち職員もなかなかそこまでできなかったという反省もありますが、ボランティアのちょっとした動員として思われているような節があるような感じがしています。この地域社協の活動や市民社協がどうやって地域の皆さんの支援をしているかというところを見せられるように考えていきたいのと。基盤整備の部分を行政が何をする、社協が何をするみたいなことに、今、非常に悩ん

でいるというのが正直なところです。

私からは以上です。ありがとうございました。

○高橋委員長 ありがとうございました。先ほどの資料ですが、地区社協は17自治体しか東京の社協はないようでございますが、その中で武蔵野市は福祉の会という地域社協がいろんな形で活動しておられる。しかし、それをどう活性化するかという、そこで大変悩んでおられるという、そんなご報告をいただきまして、何かご質問、ご意見、コメント、何かございますでしょうか。いかがでございましょうか。

ここで、やっぱり、ただ地区社協の問題というのをもう少し一般化すると、日常生活圏での活動単位をどうつくっていくかということかと思いますが、その場合にやっぱり先ほどの地域福祉コーディネーターではないけれども、やっぱり地域福祉コーディネーター的なものがどうしても武蔵野の場合は、手薄になるような状況があるというご説明をいただいたわけですが、何かこのことも含めまして。確かにそうですね、あそこは福祉公社があるから、いろいろところで福祉公社と社協を一緒にしたところも実はあるみたいですが、そこら辺は市の何とか部長さんの方針もあるのかもしれないと思いますが。

文京区の場合は、地域福祉コーディネーターを増員するときは、補助金が出たの。

○浦田委員 はい、出ました。

○高橋委員長 すると行政から、区からの。

○浦田委員 はい、補助金です。最初のころは都から2分の1いただいて、区が2分の1で、今は生活困窮の補助金を国が2分の1で、区が2分の1という構成です。

○高橋委員長 はい。ありがとうございます。この種の活動のファイナンスというか、財源措置、これは人件費ですよ。霞を食らって仕事はできませんので、それをどう考えるかというのは、これも推進計画を考える上で大きなテーマ、すぐ行政の補助という話になるけど、そう簡単な時代ではないことを前提にしながら、しかし方法はないだろうかという、そういう議論は、何か。

どうぞ。

○小林副委員長 これは質問になりますが、仮に今のお話で、武蔵野市は居場所づくりが非常に盛んな地域であるということになったとして、社協でその居場所づくりを担当するコーディネーターのような人を置く、それが地域福祉の職員をとるための根拠になるんだというようなことにはならないのでしょうか。少し実態を離れての話になりますが、その辺を含めて将来をどう考えていらっしゃるでしょうかをお聞かせいただければと思います。

○横山委員 私の実感としては、市は居場所づくりよりも、どちらかというといふと介護予防の体操教室を地域でやっていきたいと思いますか、そういった事業は積極的ですが、居場所づくりそのものが、今の武蔵野市の行政の中ではそこまで重要視されていないような感じを受けざるを得ないです。

○小林副委員長 なぜですか。

○横山委員 高齢分野の介護予防の体操教室はとてもわかりやすいからですかね。

○小林副委員長 それはそうですね。

○横山委員 やはり、居場所づくりの効果とか意味を、うまく表現できていないこともあるかと思いますが、ただおしゃべりをしている場にお金を出すわけにはいかないというような感じで、それだったら介護予防の体操をやっているところにお金を出そうみたいな感じにちょっとなっています。

○小林副委員長 そうすると、先ほど堀田委員がおっしゃった、居場所づくりの効果を何らかの形で出せるような資料がないといけないということになりますか。

○横山委員 はい。それを今、やっぱり事例を使ったり、こんないい事例があったというのを、今、私のほうでまとめて配れるようにしたいなというふうに思っているところですが、どのような形で作成するか悩んでいるところです。

○堀田委員 すみません、多分関連することになると思うんですけども、先ほど横山さんが、ご担当、中部5地域をお一人で、副担当がいらっしゃらないと。もう少しいらっしゃれば、加速できるのにおっしゃったと思うんですけども、私、基本的に社協さんが果たしてこられた、そして果たし得る役割をすごく期待しているという前提でなんですが、その役割は、社協の職員だからこそ果たせるという側面がかなり大きいのか。横山さんが担っておられる機能は、必ずしも社協の職員としてでなくても、こうやった地域づくり、あるいは住民自治もあってということだと、同じような機能を何らかの工夫をすれば、担っていただけるような道はないのか。やっぱり社協の職員という格好じゃないと期待できることが大分下がっちゃうのか、そこはどうですか。

○横山委員 私、個人の意見ですが、生活支援コーディネーターを在宅介護・地域包括支援センターに置くことになったときに、もしそちらが一生懸命私たちと一緒にできるのであれば、それはそれでいいのかなと思いました。ただ、置いてみた結果、やはり在宅介護・地域包括支援センターは、やっぱり個別のケースをずっとやってきている機関なので、6センターある中で温度差はありますが、地域づくりの業務に専念できる体制ではないこと

もあり、住民活動の支援にとどまっている様子が少なからず見受けられます。本当に社協がこれ以上人が増えないんだったら、ほかの関係機関と一緒にやっ払いこうというのは、私も考えたんですけど、そこはちょっと答えが出ていないところです。あとやっぱり世代関係ないものを担う機関というのが必要なのは確かだなというのはあります。それが今、武蔵野の中は社協だけが唯一、世代関係なく支援をするところなので、そういう意味では社協かなというところです。

○堀田委員 ありがとうございます。

○高橋委員長 それぞれの制度がやっぱり地域相談機能というのに、随分しつこく、最近では。そうすると、やっぱりそれをつなぐいろんな議論をちょっとしなきゃいけないと、ただ、横山さんのレポートの中から社協の悩みも、非常に普遍的な悩みですね。多分、武蔵野市の悩みじゃなくて、どこでもこういう活動をしているところの悩みだと思います。

それからもう一つは、本当に今、子ども食堂もそうだし、それから認知症のもそうだし、いろんな形で居場所とかかわる活動は、まだ何か燎原の火のごとく広がっているような気がして、その中でどういう位置づけをするのかということも、これは、なかなか、ここの中で議論をしなければいけないテーマかなと思います。どうぞ、相田委員から。

○相田委員 はい。質問なんですけど、今言われたように、いろいろな組織がばらばらな感じであるじゃないですか。この組織図を見て、事務局長さんというのは市から派遣されているわけですよね。この人に払っている費用で正社員を雇えるよね。二、三人雇えるんじゃないですか。だから、やっぱりその組織というものを、僕はよくわかりませんが、これはちょっと無駄があるなという感じは受けました。すみません、職員の方がたくさんいらっしゃるところで。

○高橋委員長 ちょっと生々しいお話なので、横山さんにお答えいただかなくてもいいのではないかと。感想があればまた別ですが。

○横山委員 武蔵野の社協職員はこれしかいないんですけど、実は係長が40歳ぐらいの男性職員で、あとは私ぐらいの年齢の主任が3人で、あとは全員20から30代の年齢構成で、多分、市のほうは年齢構成がこういう正職員なので、ほかの外郭団体では派遣引き上げをした所もありますが、常務理事も部長職だった方が社協の常務理事で来て、事務局長と兼ねていたりするような、ほかの社協もありますけど、そういうのもあって、市のほうとしては、社協の派遣引き上げは余り考えていないのかなという気はします。

○高橋委員長 これはかなり武蔵野固有の事情もあるので、少しここでは一般的な議論に

しないとぐあいが悪そうなので、ちょっとまた機会を改めて、また議論を。社協の組織論の話は、結構、重要な話になっていくと思うので、やっぱり地域福祉の推進団体というのは社協福祉法上の位置づけもあるわけですが、それは新しい何というのでしょうか、革袋に新しいお酒を入れなければならないという、そういう議論になっていくかと思っておりますので、またそういう意味では、とても刺激的な議論を、悩みも含めてありがとうございました。

ちょっと時間が押し押しになって恐縮なのですが、各委員の皆様にもちょっとご発言をというふうに思っております。というのは、やっぱりこれからいろいろディスカッションをする上で、それぞれの方のバックグラウンドは、どういうんだろうということもありますので、ちょっと一言ずつで結構でございます、どんな問題意識でいらっしゃるか、ご提言、議論の進め方へのご意見とか、いろいろあるかと思っておりますが、お一人3分とシナリオに書いてあるのですが、3分だとちょっと時間オーバーしてしまいますので、また後でのご発言、次回以降のご発言を前提にして、まずは皮切りのコメントをちょっと堀田委員からずって行って、横山さんから今度は相田さんに行って、小林君で終わりという、そんな順序でちょっと一言、すみません。

○堀田委員 何か全く準備してなかったんですけど、この地域福祉支援計画というときに、法改正だと理念規定っぽいんですけども、特にきょうのお二人のすばらしいご活躍をお伺いしながらも、最後の議論もなんですけど、地域づくりにかかわる財源は、ここに書かれているような、高齢者や子供にかかる福祉系のことだけじゃなくて、部局それぞれ、地方創生系とか産業商工労働とか、市民協働とか、いろんなところにあるので、地域福祉計画というものを通じて、狭い意味での福祉を超えた形の地域づくりに関連する財源を、どう基礎自治体が裁量を持って使っていけるかということに向けても道筋がつけられればいいなというのが一つ。

それからもう一つは、質問させていただいていたことに関連するんですけども、この地域福祉にかかわるこの動きを、どうやったら活動アウトプットを、その初期、中期、最初のアウトカムみたいなものにロジックモデルをつくることはできないのかなというようなことを考えてきています。それは、私はK P Iの弊害というのは片方でとてもあると思っていて、住民の方々が対話の中で考える自分たちの普通の暮らしの幸せというものをアウトカムに置くというような、つまり何が何人とか何が何カ所ということを超えた形のアウトカムを何らか考えながら、よりそのことで活動を活性化していくということにつなげ

るサイクルは何とかできないかというの、もう一つの問題意識です。以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。これは多分、「我が事・丸ごと」をどう深めていくかという具体化した、あれは何だか思いつきみたいな印象を持つ方が多いんですが、それは、実は結構、重要な論点になるかなという、ちょっと切り口を示していただきました。

それでは三輪委員。

○三輪委員 日の出町の三輪です。ちょっとこの会議、非常にまだ勉強が足りなくて、帰って、一生懸命勉強しなきゃいけないというのが、正直な感想です。

日の出町にも、保健も入って地域保健福祉計画、今までが各計画の主要な部分というのを抜き書きして、そこでまとめたみたいな感じがありました。とにかくまとめたみたいなものだったので、それがこのところで、ちょっと視点を変えようというような形で、新しいものは自助・公助・共助みたいな立場で、それぞれの立場で何ができるのか、こんなことをしたらどうじゃないかという投げかけみたいな計画になりましたけれども、そこでちょっととまってしまって、これから先をどのように展開していくかということが何もないうような、宙ぶらりんの計画になっているというのが、自分のところの計画の位置づけと、内容になっています。ちょっとこんな感じしか、今は言えないのですけれども、以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。大変これも大事な論点で、これはある種の考え方を区市町村に提示する支援計画、要するに支援に足る計画をつくるということだと思います。宿題をいただいたような気がします。ありがとうございます。

それでは室田委員。

○室田委員 はい。すみません。本日の会議でのお二方のご報告を伺いながら、今後、東京が目指していく方向として、一つは小地域を基盤とした住民の活動を推進していくということと、そこに関与する地域福祉コーディネーターのような専門職を配置するというような方向性が一つ示されたのかなというふうには思いますが、今後の議論の中で、それが本当に東京が目指すのかどうか、僕自身は、それはいい方向なんじゃないかなと個人的には思っていますが、それが唯一の方法ではないということも前提で議論できればいいのではないかなというふうに思いました。

それと、今後、市区町村のヒアリングを行うときに、好事例を扱うということで、案を出していただいているんですが、好事例を、きょう、例えば浦田委員の報告を伺っていると、恐らく好事例を各地域がまねをすることは、余り意味がないとまでは言わないんです

けれども、その好事例をまねるというよりも、そこでのプロセスをいかに可能にする、基盤整備をするのか、そこは横山委員の発言からもわかったと思うんですが、またそのプロセスが再現可能なものとして、見える化して示されるということが重要なのではないかなということを感じたので、この好事例というものを示すときも、どういうふうに示すかということ、今後議論していくべきことかなというふうに思いました。

また、最後ですけど、計画の策定状況というのがヒアリング項目にあるんですが、その策定方法みたいなものはどれくらい重要なのかということも個人的には関心があります。かつてはかなり丁寧な住民参加をした計画の策定ということが重視されていたように思いますが、近年は第2次、第3次となるにつれて、住民参加が余り丁寧に行われなくなってきているんじゃないかなと個人的に思っていて、そういった意味で、市区町村の行政の地域福祉計画というものがどれくらいプロセスに、住民参加のプロセスにどれくらい意味があるのか、余りそれは実は重要ではないということなのか、それとも改めて、今回の支援計画の中で、市区町村の計画の策定をどういうふうに進めていくと効果的なのかという、そこまで含めて示すのか、そんなことも議論できればなと思いました。

すみません、長くて。以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それではちょっと議事進行で、引き続き、山根委員にお願いいたします。

○山根委員 はい。練馬区の山根でございます。私も練馬区は計画を、今使っている計画というのが練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画という名前になっておりまして、それまでは地域福祉計画単体だったものを、計画がいっぱいあればいいのかという考え方の中で、条例上、福祉のまちづくりについては計画を立てなければいけないというふうな位置づけになっているので、その二つの計画をあわせたというような形で、内容的には地域福祉計画というよりは、本当に具体的な福祉のまちづくりというところに重きを置いた計画になっております。それを、今回、法改正もある中で、改めて地域福祉計画をどうするのかといったところが、ただいま未定になっておりまして、これからどうしようかと考える中で、まさしくきょうの会議もそうなんですけれども、いろいろな分野についての共通して取り組むべき事項というのが何なんだろうと、そのところが明らかになっていかないと、地域福祉計画をまた単体につくる必要があるのかどうかということ自体も、なかなか考えていけないので、今回、この計画の策定委員会に参加をさせていただくことが非常にありがたく、区のほうにも持ち帰って、この共通事項って何だろうというこ

とを考えさせていただきたいなと思っております。

それとちょっと、余り長くはならないようにしますが、私、福祉部管理課長という名前なので、庶務的な分野をやっている課長なのかなと思われるかと思うんですが、ちょっと資料4、皆様のお手元にある中で、実は練馬区、個別のところで、どんな取り組みをしているか出させていただいた中で、ちょっとわかりにくいところがあって、実は福祉部管理課は事業をやっています、一覧表の中に三つほど挙げさせていただいたんですけども、地域福祉を担う人材の育成と、育成した人材を生かす仕組みづくりということで、これは言ってみれば区民大学みたいな形で、練馬区では「地域福祉パワーアップカレッジねりま」というカレッジを2年間でやっているのです、そんなことをうちの所管としてやっているということと、その下に、事業について、一部助成やアドバイザー派遣などというのが、これが「やさしいまちづくり支援事業」という形で、1団体につき20万円上限で3年間とか、最初の一歩だと5万円を1回とか、そんな形の実は実際に事業をやっているということと、一番下のところですけども、それこそやっぱり居場所づくりみたいなところを区民の方にやっていただいで助成をしているというんですけども、これは昨年度までは、うちが所管をしていたんですけども、この4月から区の中に協働推進課というところがあったのでそこに移管をしたんですが、区民が主体で練馬区相談情報ひろばというものをつくってもらっていて、平均で年間200万とか250万とかぐらいの支援をしているんですけども、十数カ所区内につくっているのです、練馬区としてはそんなことをやっているというのが、場合によっては、区独自でやっているというのはちょっと珍しいところなのかなと思っていて、ちょっとご紹介させていただきました。

練馬区としての活動もありますけれども、皆様のご意見を聞きながら進んでいければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続き横山さん、どうぞ。

○横山委員 今回、東京都に期待したいことがあればというふうにお話を伺っていて、ちょっとずっと考えていたんですけど、よく都は、市区町村向けの研修を一律にやったりするかと思います、やはりこの分野は一律の市区町村に向けての研修ではなく、できれば個々に市区町村に来ていただいて、うちのまちは今、地域福祉部門がこういうことで困っているというのを個別にアドバイスいただけるようなことが東京都さんでできたら、先行している自治体と、していないというか、取り組めずに悩んでいる自治体とでかなり差が

あるような気がしているので、ぜひ、なかなか、この地域福祉部門に積極的に取り組めずにいるところに、個別にご相談に来ていただける、アドバイスをいただけるようなことが都道府県レベルでできると非常にありがたいなと思っています。それをこの計画に乗せるのかどうなのかはちょっとわかりませんが、ぜひそうしていただくとありがたいなと思います。

○高橋委員長 ありがとうございます。それでは、ちょっと時間のこともあるので、多少時間のことを考慮していただくと。

○相田委員 わかりました。

○高橋委員長 ちょっとすみません、後半の方、申しわけないです。

○相田委員 とんでもございません。民生・児童委員をやっておりまして、私は、皆さんみたいなプロではございませんで、ここで勉強をさせていただいて、全国にいる、あるいは東京都にいる1万人の民生委員さんが、もう少しレベルが上がるように、一人一人は、一生懸命やっけていらっやいますけれども、その組織の中で自分がどれだけ必要なものなのかということをもっと少し教育していくということが大事なことだというふうに思っておりますので、このものをできるだけフィードバックしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○高橋委員長 それでは、引き続きよろしく。

○浦田委員 東京都の、東京の都市型の社協は、地縁組織だけでは解決できないことが多くて、文京区ではボランティアとかNPOの力を地域に注ぎ込むことで居場所づくりをやっています。ネットワークというのは、小林先生がこの前の地域福祉学会で報告されましたけれども、個別支援のネットワークと地域支援のネットワークとは全く違うというのが先生の研究からもありました。社協は地域づくりのネットワークをもっともってつくっていける組織として、ほかの組織ではない部分ではないかなというふうに思います。ネットワークにより地域づくりができることによって、行政とか専門職からの信頼が得られ、課題がある人をつなげる先についての相談がすごく年々ふえているという状況があると思います。

社協がそういうふうに機能し始めると、かなりのことが個別支援の制度のはさまの難しい問題までもがいろんな方と一緒に解決できるなという、実感があるところです。以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。それでは川井委員。

○川井委員 いきなり古い話で恐縮ですが、東京の社協では、実は介護保険の前夜の平成10年に、「区市町村社協の基本ビジョン」というものをまとめています。そこでは、社協の本来目指すべき役割として「住民主体による福祉コミュニティづくり」というものを明確に打ち出し、それを進めるためには、トータルなコミュニティケアをマネジメントする、縮めてTCM構想などという言葉も使っておりましたが、そういう構想を打ち出しております。そこでは、インフォーマルな活動とフォーマルな支援やサービスをいかに融合して、包括的にマネジメントするか、それこそが社協が追求すべきテーマではないかということ提起しています。

そうした過去の構想は構想として、それがどれだけ実現しているかということが、まさに今、改めて問われていると思います。そういう中で、先ほど三輪委員や委員長からも話がありました、国が進める「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりというのは、改めてそのことを、社協だけでなく、地域のさまざまな関係者に突きつけているものだというふうにも思われます。

そうした中で、東社協の中でも、社協のみならず社会福祉法人の部会ですとか、あるいはNPOや、民生委員協議会からも相田委員にもお入りいただき、小林先生にもお加わりいただき、新たに東京版の「我が丸」を検討する場を設けて議論していこうと思っております。できれば、そうした議論の成果についても、こちらでご披露させていただき、よりよい方向に持っていかれたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋委員長 それでは新保委員、よろしく。

○新保委員 新保です。生活困窮者自立支援制度が始まりましてから、断らない相談支援ということで、さまざまな相談支援を受けていく中で、新しい課題を抱えた方とか、これまでどこにも相談できなかった方と出会い、支えることができるようになってきました。ただ、その中で、やはりどうしても今まで縦割りの相談を受ける中で、複合的な課題を抱えた方をどう支えていくのかということころは、大きな課題になっていることを認識しています。

もう一つは、生活保護受給者の方、それから生活困窮者の方、この領域の当事者の方々は、本当に声を上げるということが難しく、なかなかその方たちの声が施策に反映されたり、計画を策定する中に参加をすることができないでいると思います。そうした方たちの声をどう生かしていくか、どう住民として計画づくりに参加できるのかということも、今後、検討していけるといい課題かなと思っております。よろしくお願いいたします。

○関口委員 清瀬市の関口でございます。平成28年度から地域包括ケアシステムの構築を目指すということで設置された課におきまして、医療介護連携、支え合いの仕組みづくり、民生委員協議会などとともに、直営地域包括のセンター長も兼務しております。そういった所管におきまして、住民に一番近い行政の職員として、課題と感ずるものはたくさんあります。

先ほど来からお話しが出ていた「居場所」のことですが、行政の職員としても本当につくっていかねばいけないというふうに思っております。今、お話しを聞いていて、行政と社協さんと包括とが顔の見える関係づくりがもう一歩進むと、かなりうまく回るのではないかと思います。

清瀬市では、今、支え合いの仕組みづくりで生活支援コーディネーターの配置を考えておりますが、高齢者・障害者などという対象にとらわれないことが重要ではないかということに行政職員も気づき、社協職員と手を組んで、やり始めたところでございます。今後、いろいろと勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 ありがとうございます。それでは小林さん。

○小林副委員長 いろんな議論を伺えることを楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、皆さんの自己紹介を兼ねたご発言をいただきまして、ありがとうございます。ちょっと時間の進行不手際もございまして、押せ押せになっておりますが、事務局のほうから、これからの進め方ということについて、よろしく。資料7ですか。

○永山福祉人材施策推進担当課長 資料10でございます。資料10をごらんをいただきたいと思っております。

○永山福祉人材施策推進担当課長 はい。本日、第1回でございますけれども、次回、第2回につきましても、7月27日という日程を挙げさせていただいておりますけれども、分野横断的な事項についてのヒアリングをしたいと思っております。それとともに、今、さまざまなご意見がございましたけれども、計画のスケルトンみたいなものも、まずはお出しをして、いろいろご意見をいただいて、ヒアリングに臨んでいきたいと思っております。7月から9月につきましては、ヒアリングもしくは私ども事務局で現場のほうに行き、いろいろなお話を聞きたいというふうに思っております。

そして第3回、9月の下旬に、さらにそのヒアリングを踏まえて、ヒアリングも含め、

さらなる発表等もしていただきながら議論を深めていきたいと思っております、今の予定では第4回、11月ごろに中間のまとめの素案、そして第5回の12月の中旬に中間のまとめとしてまとめて、皆さん方に意見を問うパブリックコメントを1月か2月に実施していきたいと。そして年度内にできればまとめていきたいというふうに思っております、一番下にスケジュール等がございます。私からは以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。検討の進め方で何かご意見等がございますか。あるいは要望も含めまして。もしご意見ございましたら、事務局のほうへ後でお申しつけをいただくという形にさせていただきます。

それでは、今、課長がご説明あったとおりの順番で、今回は7月27日のようでございます。ひとつよろしく願いいたします。きょうは議論をここで一区切りということですが、いろいろ発展性のあるご発言を、ずっとヒアリングを含めていただきました。これを徐々に、さらにいろいろなヒアリングをやるということですが。それをどこかでインテグレートして、支援に足る計画にしていくということかと思えます。

それでは連絡事項をよろしく願いいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 それでは、私のほうから数点申し上げます。

まず次回ですけれども、今委員長からございましたけれども、7月27日、木曜日、午後6時から8時で、場所は都庁でございます。正式な通知につきましては、具体的に会議室も含めて、後日送付をさせていただきます。

また、本日配付した資料につきましては、冊子を含めましてお持ち帰りをいただいて結構でございますが、お荷物になるようございましたら、そのまま机上に置いていただければ、後ほど郵送させていただきたいと思っております。

また、お車でお越しいただいた方につきましては、駐車券をお渡ししていますので、受付までお声をおかけいただきたいと思えます。

また委員の皆様の入庁証をお渡ししていると思えますけれども、これは返却せずに、次回以降も同じものをお持ちいただきたいと思えます。

私からは以上でございます。

○高橋委員長 どうもありがとうございます。また7月、大分暑くなっていると思いますが、お目にかかりたいと思えます。

(午後 7時05分 閉会)